林業労働災害の防止に努め災害の発生がない林業事業体公表事務取扱要領

第１　趣　旨

北海道林業事業体登録実施要綱（平成２４年８月２７日林業木材第６５１号。以下「要綱」という。）に基づく知事の登録を受けた林業事業体（以下「登録林業事業体」という。）において、林業労働災害の発生防止に努め、対象期間に林業労働災害が発生しなかった事業体名等を公表することにより、登録林業事業体の労働安全意識の向上や、森林所有者等が事業実行者を選択する際の情報とするとともに、労働災害の防止に積極的に取り組み成果を上げている登録林業事業体の適切な評価を促進し、その知名度向上等に資する。

第２　要　件

対象期間（届出の前年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで）を通じて登録林業事業体であり、次の１から４を満たす登録林業事業体が、５に規定する無災害に該当する場合、事業体名等の公表のため、知事に届出をすることができる。

なお、当該登録林業事業体が１の事業を他の事業体に請け負わせて実施した場合は、その事業体も当該事業に関して本要件を満たさなければ届出ができない。

１　事業を実施していること

対象期間に森林所有者等からの受託又は請負等により要綱第２の第１項第１号に規定する森林整備等（以下「森林整備等」という。）を行っていること。

２　安全衛生管理体制を整備していること

対象期間に労働安全衛生法に基づく安全衛生管理体制が整備されていること。

３　労働安全衛生法の違反で送検されていないこと

対象期間の事案について、労働安全衛生法違反で送検されていないこと。

４　労働災害防止の取組を実施していること

対象期間に次の労働災害防止活動に取り組んでいること。

（１）登録林業事業体が自ら森林整備等を行っている場合

①リスクアセスメントの実施

②危険予知活動（危険予知ミーティング、指さし呼称等）の実施

（２）登録林業事業体が森林整備等を他の事業体に請け負わせて行っている場合

請け負った事業体が前号の労働災害防止活動を実施していることを確認した上で、事業現場において必要な安全確認を行っていること。

５　無災害であること

対象期間に次の林業労働災害の発生がないこと。

（１）死亡林業労働災害

（２）休業林業労働災害

（３）身体障害を伴う林業労働災害（労働基準法施行規則別表第２「身体障害者等級表」に掲げる身体障害）

第３　届　出

１　第２の要件を満たし、事業体名等の公表を希望する登録林業事業体は、対象期間の翌年２月末日までに、別記第１号様式で登録の申請をした総合振興局長若しくは振興局長（以下「振興局長等」という。）又は水産林務部長へ届出するものとする。

なお、登録後に（総合）振興局の所管区域を超えて事務所を移転した登録林業事業体は、移転後の事務所所在地を所管する振興局長等へ届出するものとする。

２　振興局長等は、前項の届出を受理したときは、速やかに届出を水産林務部長へ提出するものとする。

第４　公　表

水産林務部長は、振興局長等より提出のあった届出の内容を確認の上、北海道水産林務部林務局林業木材課のホームページで事業体名等を別記第２号様式で対象期間の翌年３月までに公表し、5 年間公表するものとする。

第５　公表の取りやめ

第４により公表されている登録林業事業体が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録林業事業体に係る事業体名等の公表を取りやめることができるものとする。

（１）別記第３号様式により、公表取りやめの届出があったとき。

（２）登録林業事業体でなくなったとき。

（３）第２に規定する要件が満たされていないことが明らかになったとき。

（４）第２に規定する要件が満たされていることに疑義が生じた場合において、道からの照会に対して当該登録林業事業体から明確な説明がないとき。